

## 地方行財政の充実強化に関する決議

我が国は、人口急減、超高齢化という極めて深刻な課題に直面しており、生産年齢人口の減少は、都市自治体の経済・財政に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、人口戦略を国の最優先課題に位置付け、国と地方が一体となって総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

こうした中、都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを持続的に提供し、社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応をはじめ、地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化など、様々な課題に対応するために必要な財政需要は増加の一途にあり、安定的な税財源の確保が不可欠である。

また、地方歳出の大半は法令等により義務付けされている経費や国の補助事業に基づく経費であり、国は、地方が標準的な行政サービスを行うために必要となる財源を国の責務として確実に保障すべきである。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 地方分権の趣旨に基づき、地方行財政をはじめ地方自治に影響を及ぼす政策の企画・立案及び実施に当たっては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力の下に十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映するとともに、合意形成の上施策を実施すること。

また、国の責任で行われるべき事業の実施や新たな制度の創設または見直しに伴い地方で必要となる費用については、全額国費による財政措置を講じること。

2. 我が国全体の持続的な発展のためには、東京一極集中の是正を旨とし、各地域に自立した圏域を形成していくための政策を推進しつつ、国・地方の役割分担の見直しも含め、地方行財政制度の抜本的な改革を検討すること。
3. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国と地方の税源配分「5対5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
4. 地方財政に大きな影響を与える税制改正を行う際には、社会保障制度における財源確保の点も踏まえつつ、地方交付税の原資も含め代替財源を確保するなど、地方財政への影響に十分配慮し、丁寧に行うこと。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。
5. 年々急増、多様化する地方の財政需要に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

また、各種税制の廃止、減税を検討する際には地方財政の運営に影響を与えないよう代替財源を確保すること。なお、代替財源の検討に当たっては、地方の意見を十分に反映すること。

6. 地方自治体間の財政力格差の是正に当たっては、税源の偏在是正として地方法人課

税の見直しの議論に終始するのではなく、地方交付税の充実も含め、地方税財源を拡充することによる地方の財源不足の解消、さらには東京一極集中の是正という根本的課題の解決を図ること。

7. 地方の財源不足については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、安定的に地方交付税総額を増額担保すること。

また、基準財政需要額の算定に当たっては、地方単独事業も含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態を的確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

8. 社会保障関係費や人件費の増大、物価高や金利上昇への対応をはじめ、避けがたい歳出の増加が見込まれる中、都市自治体が地方創生やデジタル化の推進、人口減少対策や防災・減災対策の強化等の重要課題や発注における適切な価格転嫁に取り組みつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、増大する都市自治体の財政需要に対して財政支援を拡充するとともに、単独事業も含め、これらに必要な経費を地方財政計画の歳出に確実に計上し、一般財源総額を増額確保し、充実すること。

9. 人口減少問題への対応による新たな地方創生の実現に向けて、都市自治体が地域の実情に応じた取組を自主的・主体的に実施できるよう、地方財政計画の地方創生推進費を拡充するなど、十分な地方財源を確保すること。

10. 疲弊した地域経済の回復や、現下の物価高等へ対応するため、都市自治体の安定的な行政運営に必要な財源を確保すること。また、物価高等に直面する事業者、子育て世帯及び教育保育施設、生活困窮者及び社会福祉施設等に対し、支援の充実強化を図ること。

11. 公共事業の計画的な実施に支障が生じることのないよう、現下の資材価格の高騰等を踏まえ、補助限度額の引上げを行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

12. 米国の関税措置に伴い、地域経済の中核を担う中小企業等においては業績が停滞・悪化し、経営及び雇用の面で悪影響が生じることが見込まれるため、適切な支援を必要に応じて行うとともに、法人市民税や個人市民税の減収、さらに法人事業税交付金や地方消費税交付金等の減が生じる都市自治体に対し減収補填を行うなど確実な財政支援を行うこと。

13. 固定資産税は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する市町村財政を支える極めて重要な基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。

また、経済対策や政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。

14. ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、都市自治体のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源の乏しい中山間地域の都市自治体にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

15. 国庫補助金等については、都市自治体の事業の執行に支障が生じることのないよう、十分な予算の確保、補助率の引上げや補助単価等を現下の人件費・資材価格高騰等の実態に即して改善するなど、財政支援を強化するとともに、事務手続きの簡素合

理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

- 1 6. ふるさと納税制度については、住民税の減収により都市自治体における行政サービスの安定的な提供に著しい影響があることから、制度の抜本的な見直しを行うこと。  
また、ワンストップ特例制度における所得税控除相当額の個人住民税減収分については、全額国費による財政措置を講じること。
- 1 7. 地域未来交付金（地域未来推進型）について、継続事業に係る事業費が2年目以降に増大していくことが見込まれることから、地方創生に資する取組を継続的かつ安定的に実施できるよう、十分な予算確保を図ること。また、同交付金（地域防災緊急整備型）について、計画的な事業実施のため、将来にわたり安定的に必要な予算措置を講じること。
- 1 8. 社会全体のデジタル化の更なる推進を図るため、都市自治体におけるシステムの整理や標準化・共通化について、特定移行支援システムを含め、全額国庫補助により確実な措置を講じるとともに、標準化システムの利用料や保守料、ガバメントクラウドの利用料等の運営経費については、都市自治体の実態を把握した上で、移行前の運用コストを上回る負担額が生じないように、確実な財政措置を講じること。
- 1 9. e L - T A Xを活用した公金収納に係る手数料について、納付者がアプリ活用または金融機関窓口のいずれを選択しても都市自治体の負担が増大することのない納付環境とすること。
- 2 0. 国勢調査などの各種統計調査の実施に当たっては、調査環境の変化に伴い実地調査の負担が拡大していることから、調査員確保対策の充実を図るほか、調査員の事務負担を軽減するため、デジタル技術や行政資料を広範に活用し、調査の依頼から回答まで完全オンライン化するなど、都市自治体の負担を減らすよう統計調査手法の抜本の見直しを行うこと。
- 2 1. 国民健康保険制度の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。特に、低所得者層に対する負担軽減策については、国庫負担の導入等により拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。  
また、国保に係る制度の見直しに当たっては、保険者の財政運営に支障が生じないように、国の責任において万全の対策を講じること。
- 2 2. こども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止にとどまらず、都市自治体が独自に実施しているその他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、全て廃止すること。
- 2 3. 介護保険制度について、介護保険料や介護サービス利用時の自己負担が年々増加する中、将来にわたって全ての国民が安心してサービスを受けることができる、持続可能な社会保障制度となるよう、国庫負担割合の見直しを行うなど、都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう財政措置の充実を図ること。
- 2 4. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、都市自治体が障害者総合支援法等に基づく障害者地域生活支援事業などの各事業を安定的に運営し、障害福祉サービスを提供できるよう、必要な財源を確保すること。また、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、各事業の実態に応じて、十分な財政措置を講

じること。

25. 地域住民の生命と健康を守る拠点である公立病院・公的病院等について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、物価・人件費高騰等の社会経済情勢を適切に反映した柔軟な診療報酬改定や救急医療提供体制及び不採算部門への交付金、医療提供体制の維持に必要な支援など、十分な財政措置を講じるとともに病院事業及び病院事業債に係る財政措置の更なる拡充を図ること。

26. 重層的支援体制整備事業（多機関協働事業等）及び新たな包括的支援体制について、新たな包括的な支援体制の整備手法が確立されるまでの間として厚生労働省が示した概ね10年程度については、多機関協働事業等に係る補助基準額や補助率を維持し、安定的かつ恒常的な財政措置を講じるとともに、事務手続きの簡略化を図ること。

また、生活困窮者自立支援制度を軸とした新たな包括的な支援体制の整備について、現在の多機関協働事業等の手法を踏襲でき、財政支援の規模を補完できるよう支援の拡充を図ること。

27. 予防接種について、定期接種等の種類の増加に伴う市町村の負担を軽減するため、国費による更なる財政支援を図るとともに、接種費用の基準額とその根拠等を明示すること。

28. 学校施設は児童生徒の学習の場であり、災害時には避難所の役割も担うため、都市自治体が小・中学校等の施設整備（老朽化対策、防災機能強化、教育環境向上等）を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

29. GIGAスクール構想の更なる展開に向け、今後見込まれる端末の更新・拡充、通信環境改善費、クラウド環境の更新整備など維持管理、改善費用などについて、ICT教育における地域格差が生じないように、国の責任において、引き続き、国費による恒久的かつ十分な財政支援を講じること。

また、LTEモデルタブレット端末の通信費等運用経費に対して財政支援を講じるとともに、通信事業者に対し端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

30. 人口減少に伴う地域経済の縮小や深刻な担い手不足の問題に対応するため、女性、高齢者、外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。

31. 外国人材が社会の構成員として公正に社会参画できる社会統合政策に必要な法整備を行い、実効性のある多文化共生政策を推進すること。

32. 外国人の受入れ環境の整備や多文化共生社会の実現について、国において司令塔機能を強化し、主体的に取り組むとともに、外国人に関する諸施策については都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、日本語初期指導教室の制度化や日本語指導等が必要な児童生徒に対応した教員の加配など、学校教育環境の整備を行うとともに、都市自治体が行う日本語教育のボランティアの育成・確保をはじめとする各種事業に要する費用について、十分な財政支援を講じること。

33. 外国人受入れ環境整備交付金について、企業等での外国人労働者の受入れが増加する中、様々な生活相談にきめ細かに対応するため、補助対象経費の拡充及び柔軟な運

用を図るとともに十分な予算を確保すること。

- 3 4. 地方創生に不可欠な基盤である高速道路、リニア中央新幹線をはじめとする交通ネットワークの整備を促進するとともに関連事業に係る積極的な財政支援を講じること。

また、地域公共交通は住民生活や地域経済活動に不可欠で重要な社会基盤としての役割を担っていることから、各種交通事業者に対して持続的かつ安定的な経営を維持できるよう積極的な支援を行うこと。

- 3 5. 亜炭鉱の廃坑対策を推進するため、民間の法人も含む団体に対し、亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設すること。

また、ハザードマップ作成等に当たっては、採掘許可権者である国が所有する各種情報の提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国は技術的知見から積極的に参画すること。

- 3 6. 住民の安全で安心な暮らしを実現するため、上水道配水管路及び下水道管渠に係る老朽化対策・耐震化・強靱化に対する財政支援について、補助率及び対象施設の拡充、並びに十分な予算確保を図ること。

- 3 7. 公共施設等の集約化・複合化、転用、及び除却等を着実かつ計画的に進めるため、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度までとされている事業期間の恒久化、地方財政措置の拡充及び対象要件の緩和を図るとともに、公共用施設だけでなく、庁舎などの公用施設も長寿命化事業等の対象とすることや集約化・複合化等を伴わない施設の除却事業についても元利償還金に対する地方交付税措置を講じるなど、財政措置の更なる拡充を図ること。

また、集約化・複合化に関して、集約化の規模に応じて地方財政措置の拡充及び除却年限の延伸を図るとともに、令和6年度以前に実施した集約化・複合化等に伴い施設の除却を行う事業に対する経過措置を継続すること。

さらに、跡地利活用推進のため、開発許可等が必要な場合にあつては手続きの緩和・迅速化、用途変更に係る規制の見直し、税負担軽減措置の導入を図ること。

以上決議する。

令和8年5月20日

東海市長会

## 防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

近年、地震や津波等による大規模な災害が発生するとともに、各地で記録的な豪雨による河川の氾濫や土砂災害が頻発化し、人的・物的被害が激甚化するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。こうした現象に対応するためにも、防災・減災対策に資する社会資本整備については、老朽化対策も含め、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策へ重点的な投資を行うなど強靱化をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. 強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、道路、河川、砂防、上水道、下水道等の社会資本整備に係る予算・財源を例年以上の規模で確保すること。特に国土強靱化実施中期計画をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。  
なお、同中期計画については、実施すべき防災インフラの整備・管理やライフラインの強靱化等の対策が継続して実施できるよう必要な予算・財源を、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映させた上で通常予算とは別枠で確保すること。
2. 南海トラフ地震の地震津波想定や台風による高潮等に対応した防潮堤や水門などの津波防護施設を早期に整備すること。
3. 台風や集中豪雨による土石流や浸水の被害等の軽減を図るため、砂防堰堤や遊砂地等の整備、河道掘削、河川改修など治水対策を早期に進めること。
4. 都市自治体が厳しい財政状況の下で、防災・減災対策を長期にわたり着実に推進できるよう、緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、緊急自然災害防止対策事業債及び緊急浚渫推進事業債を恒久化すること。また、対象事業の拡充とともに財政措置の一層の充実・強化を図ること。

以上決議する。

令和8年5月20日

東海市長会

## こども・子育て施策の充実強化に関する決議

少子化に伴う人口減少の加速化は、経済活動や社会保障機能の維持に支障を来たすなど、全ての国民に影響を及ぼすとともに、地域の存亡に関わる切実な問題であり、我が国の未来を左右する喫緊の課題でもある。

それには、子育て世代の経済的・精神的負担感など、将来への不安を払拭し、結婚やこどもを産み育てることに対する多様な価値観を尊重しながらも、若者が希望どおりに結婚し、こどもを産み育てることができる環境整備に向けて、こども・子育て施策を充実強化し、少子化の傾向を反転させる必要がある。

こども・子育て施策の実施に当たっては、国と地方が手を携えて取り組むことが肝要であり、真に実効性ある取組が展開できるよう、国と地方が実務レベルも含め丁寧な調整や意見交換・協議を行うなど、地方の意見を反映する必要がある。

また、「こども未来戦略」に基づく「こども・子育て支援加速化プラン」に盛り込まれた施策や今後拡充された場合の施策の実施にあっては、国と地方の適切な役割分担の下、地方が安心して施策に取り組めるよう、制度や経営資源を充実する必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

### 記

1. こども・子育て施策の抜本強化に向け、多様な保育サービスの拡充、こども医療費助成制度の創設など、国が全国一律で行うべき取組については、こども・子育ての基本となるべき施策に地域格差が生じることのないよう、国の責任において、地方負担分も含めて必要な財源を確実に確保すること。併せて、地域の実情に応じてきめ細かなサービスを提供できるよう、都市自治体が独自に活用できる安定的な財源の確保・充実を図ること。
2. こどもに係る国民健康保険料（税）の均等割額を軽減する支援制度については、国において必要な財源を確保した上で、対象年齢や軽減割合を拡大するなど、制度を拡充すること。
3. 「こども・子育て支援加速化プラン」に掲げる施策の実施に伴う保育需要の増大に対応するため、都市自治体の行う地域の実情に即した幅広い保育人材の確保・育成や施設整備等に対する十分な財政措置を国の責任において講じること。  
また、人材確保を確実なものとするため、保育士等に係る全体の給与を底上げする抜本的な改革を行うこと。
4. 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師等の確保や育成、補助制度の拡充など、必要な支援を行うこと。  
また、特別な配慮を要するこどもの保育所等における受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、補助制度の拡充など十分な財政支援を講じること。
5. いわゆる「学校給食の無償化」は、給食費の負担軽減の措置であることを国の責任

において明確に周知徹底すること。

また、補助基準額については、昨今の物価上昇の実情を的確に反映し、毎年調査を行うことにより、実態との乖離のないようにすること。その財源については、都市自治体に格差が生じることがないように、恒常的な財源を国において確保し、別枠での財政措置を確実にを行うとともに、中学校給食への速やかな展開を図ること。

以上決議する。

令和8年5月20日

東海市長会